

川 職 発 第 6 9 号
令和7年1月16日

川口市監査委員	澤野	高雄	様
同	金井	洋	様
同	福田	洋子	様
同	古川	九一	様

川口市長 奥ノ木 信夫



定期監査結果（指摘）に基づく措置について（通知）

令和6年10月30日執行の総務部定期監査結果について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項

収入事務について（職員課）

職員課の雑入において、歳入を収入する際の調定が、川口市会計事務規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正に事務を執行されたい。

講じた措置の内容

令和6年11月6日起票の「職員貸与品頒布雑入」より、事前調定による収入とする事務の見直しを講じました。

支出事務について（職員課）

職員課の旅費において、概算払い等の請求手続きが、川口市会計事務規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正に事務を執行されたい。

講じた措置の内容

令和6年11月7日起票の精算命令書「令和6年能登半島地震における災害対応に関する人的支援（10月28日～11月2日）」より、概算払い及び資金前渡の精算手続きについて、期日までの精算を行うよう、事務の見直しを講じました。

